

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和2年3月23日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

一般社団法人札幌市医師会

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 札幌市夜間急病センター

所在地 札幌市中央区大通西19丁目

3 管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 管理業務の範囲

(1) 医療法に基づく夜間急病センターの管理

(2) 急病患者に対する応急的な診療その他夜間急病センターの設置目的を達成するために必要な事業の計画及び実施

(3) 上記業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度は採用しない。